

# 女子差別撤廃条約 を知っていますか？

1979(昭和54)年「女子差別撤廃条約」 国連採択

長い間女性は男性より低い存在とみられ、市民権がありませんでした。日本の社会でも、女性には参政権や就職、居住の自由などの権利はありませんでした。第二次大戦後、国連は世界の人権状況改善のために人権条約を採択し、性別による差別の禁止や女性の地位向上にも取り組みました。この条約は『世界の女性憲法』と呼ばれ、世界で初めての法的な拘束力を持つ条約で、各国において男女平等を進めるために重要な役割を果たしています。

## 差別をするような考え方や偏見はいけません

- 条約に加盟した国は、その国内のあらゆる分野で女性の人権が守られているかどうかについて常に目を向け、差別をなくすよう政策を進めなければなりません。
- 「固定化された性別役割分担の克服」を基本理念とし、国は、一人ひとりが個人の生き方を選べる社会にするために、適切な処置をしなければなりません。又、父親も母親も同じように子どもに対して責任を持てるよう、さまざまな施策を行わなければなりません。

## 性に基づく暴力も女性に対する差別です

- 女性の売買・売春を禁じ、国は法律をつくり厳しく取り締まらなければなりません。
- 締約国には、あらゆる形態の女性の売買及び売春からの搾取を禁止する措置(立法を含む)を求めています。
- 「ジェンダー」\*による慣習や性別に基づく排除や制限、区別も含まれます。

※ジェンダー:生物学的な特徴による性(sex)と異なり、文化的・社会的につくられた性別役割)

- この条文では、排除や制限だけでなく、区別も女性の権利の侵害につながれば全て差別になると定義しています。

社会的・文化的につくられていく「男は仕事、女は家事、育児」などという考えも区別する中でつちかわれていきます。「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」はそのための法律です。不平等や差別が存在する場合、それを是正するための暫定的特別措置(ポジティブ・アクションをとることができます)。



## 女子差別撤廃条約

女性に対するあらゆる差別をなくすための条約

- 条約の加盟国は、広く男女平等について配慮し、具体的な政策を行う義務があり、女性への差別を禁止する適当な立法の措置をとらなければなりません。

条約は前文から第30条まであり、具体的な権利は以下の16条です。

- 第1条 女性差別の定義
- 第2条 締約国の差別撤廃義務
- 第3条 女性の完全な発展・向上の義務
- 第4条 差別とならない特別な措置
- 第5条 役割に基づく偏見等の撤廃
- 第6条 売買・売春からの搾取の禁止
- 第7条 政治的・公的活動における平等
- 第8条 国際活動への参加の平等
- 第9条 国籍に関する権利の平等
- 第10条 教育における差別の撤廃
- 第11条 雇用における差別の撤廃
- 第12条 保健における差別の撤廃
- 第13条 経済的・社会的活動における差別の撤廃
- 第14条 農村女性に対する差別の撤廃
- 第15条 法の前の平等
- 第16条 婚姻・家族関係における差別の撤廃

日本は

1980(昭和60)年  
デンマークのコペンハーゲンで行われた国連の「世界女性会議」で条約を批准することに署名後、男女平等を規定した条約に違反する国内の法制度改正に取り組み、批准に向け5年をかけて国内法を整備しました。

(※批准:条約の内容をきちんと実行します、という国の正式な約束のこと)

1985(昭和60)年 批准

- ①「国籍法」を改正、外国人と結婚した日本の女性が、自分の子に日本国籍を持たせられるようになりました。
- ②家庭科は女子のみ必修だったことから、学習指導要領が改訂され、男女選択必修科目になりました。
- ③当時、労働条件に関する男女平等規定がなく、労働基準法の改正や男女雇用機会均等法が制定されました。

11月12日から25日は  
「女性に対する暴力をなくす運動」期間



配偶者からの暴力や、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、これらの暴力は人権を侵害するものであり決して許されない行為です。

11月25日から12月10日の「世界人権デー」までの16日間は「性差別による暴力廃絶活動の16日間」とされています。

■1993年 国連で「女性に対する暴力撤廃宣言」

■2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」